

D Xハイスクール（域内横断的な取組）に係る 教材コンテンツ等作成業務委託仕様書

1 委託業務名

D Xハイスクール（域内横断的な取組）に係る教材コンテンツ等作成業務

2 事業の概要及び目的

広島県は、「デジタル化が進展する社会に対応し、持続的に成長していくためには、D Xの推進に必要なデジタル人材の育成強化が必要である。」と考え、様々な取組を実施している。そのような状況の中、文部科学省初等中等教育局長より募集された高等学校デジタル人材育成支援事業補助金（高等学校D X加速化推進事業）における「都道府県による域内横断的な取組」を活用し、広島県内の高校生及び教員がデータサイエンスの基礎を学ぶことができる教材コンテンツ等を作成することとした。

広島県内の高等学校の生徒及び教員が本教材コンテンツ等を活用し、生徒がデータサイエンスの視点を基に探究活動を更に高度化させるとともに、担当する教員の指導力・専門性を向上させ、生徒の現状の取組を更に深化させることを目的とする。

3 実施事項

(1) パッケージ化された教材コンテンツ等の作成

次のア～ウを作成し、納品すること。作成に際しては、以下の仕様に適合させること。

項目名	内容	必要コマ数	数量
ア 生徒向け 演習教材	授業動画（導入）	全 8 コマ	各 10 分
	授業動画（まとめ）		各 5 分
	演習教材		各 3 題
	資料集		1 冊
イ 生徒向け 探究教材		全 4 コマ	※
ウ 指導者向け マニュアル	オンデマンドの模擬授業動画 （ア 生徒向け演習教材分）	全 8 コマ	各 50 分
	オンデマンドの指導者向け説明動画 （ア 生徒向け演習教材分及びイ 生徒向け探究教材分）	全 12 コマ	※
	マニュアルやQ & A等の補助資料等 （ア 生徒向け演習教材分及びイ 生徒向け探究教材分）		※

※ 数量の定めはなく、必要コマ数に合わせた事業者提案とする。

【仕様】

教材作成の目的	総合的な探究の時間等において、生徒がデータサイエンスの視点を基に探究活動を更に高度化させるとともに、担当する教員の指導力・専門性を向上させ、生徒の現状の取組を更に深化させる。
想定学習対象者	広島県内の高等学校等に在籍する教員及び生徒
学習目標	生徒がデータサイエンスの基本的な内容を習得すること。また、教員がそのための指導を各生徒のレベルに合わせて行うことができる。
必須前提知識	中学校学習指導要領数学及び技術家庭科の学習内容が十分に習得できている。
想定学習レベル	文部科学省が定める「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」におけるリテラシーレベル https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm
標準学習時間	計 12 コマ（1 コマ 50 分間）

ア 生徒向け演習教材

以下の(ア)及び(イ)の内容を含んだ、授業動画及び演習教材を作成すること。その際、授業動画は導入 10 分とまとめ 5 分程度とし、演習教材は導入とまとめの間に生徒が行うものとする。また、演習教材は各学校の生徒の実態に合わせて使用できるように、3 つのレベル設定（初級、中級、上級等）で準備すること。なお、標準学習時間は(ア)及び(イ)がそれぞれ 4 コマとすること。また、以下の(ウ)～(オ)については、指導者が生徒に指導する際に参考となる資料集を作成すること。

- (ア) データサイエンス【基礎編】（データの収集、種類、データの整理と修正、可視化等）
- (イ) データサイエンス【応用編】（統計量、データのばらつき、相関関係と因果関係等）
- (ウ) 生成 AI の概要と適正な活用方法
- (エ) 情報モラル
- (オ) 社会とのつながり

イ 探究教材

アを受講した後に、生徒が行う探究活動の教材を作成すること。なお、教材の形式は任意とする。その際、標準学習時間は 4 コマとする。

ウ 指導者向けマニュアル

高等学校の教員が、ア及びイを活用し、指導者として授業を円滑に実施するに当たって、必要となるマニュアルや Q & A 等の補助資料等を作成すること。また、ア 生徒向け演習教材及びイ 生徒向け探究教材の全 12 コマについては、オンデマンドの指導者向け説明動画を作成し、ア 生徒向け演習教材の全 8 コマについては、オンデマンドの模擬授業動画（実際の授業を想定した生徒も視聴可能な動画）を作成すること。

(2) 教員向け研修の実施

(1) の教材コンテンツ等を効果的に活用するための教員向け研修を 1 回開催すること。また、研修内容を動画にしたオンデマンド説明動画を納品すること。

(3) 効果測定についての提案

(1) 及び(2)で作成した教材コンテンツ等の成果物を令和8年度以降に生徒及び教員が使用した後、それぞれ客観的かつ定量的に分析・評価できるよう、事業期間内に効果測定の方法等について具体的な提案を行うこと。

(4) その他

- ・ (1)の教材コンテンツ等（各種動画以外）は、更新可能なデータ形式とする。
- ・ (1)の教材コンテンツ等に、地域に関するデータ及び地域の課題を取り入れた内容を含めること。
- ・ (1)の教材コンテンツ等に、キャリア教育に活用できる内容を含め、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成につながる内容とすること。
- ・ (1)～(3)の業務遂行に当たっては、県教育委員会との打ち合わせ（オンラインでの実施を含む）を定期的に主宰するとともに、県教育委員会に対して、生徒が行う探究活動におけるデータサイエンス等の指導に向けたアドバイスを行うこと。また、必要に応じて、関係機関との連携を行うこと。

4 履行期間

契約開始日から令和8年3月31日とする。

5 成果物

受託者は、次の(1)～(4)に従い、本委託業務の完了後、契約期間内に委託業務の内容をまとめた業務完了報告書及び「3 実施事項」に従って作成した教材コンテンツ等一式を記録した電子記録媒体（CD-R 等）各2部を県に提出することとする。

- (1) 動画以外の成果物を CD-R 等に記録する際、書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定する。
- (2) 成果物のうち動画については、DVD-ROM 等に格納し2部納品すること。その際、動画のファイル形式は、原則 MP4 形式とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定する。
- (3) 成果物の納入場所は、広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課（〒730-8514 広島市中区基町9番42号）とし、成果物は全て広島県に帰属する。

但し、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、県及び成果物の使用者は、広島県内の高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成を目的とする範囲内で利用できるものとする。

- (4) 成果物以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

6 留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要を生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告した上で協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰

ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

- (5) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、又は、業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (8) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報（及び電磁的記録）を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」（及び「情報セキュリティに関する特記事項」）を守らなければならない。

7 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、広島県と受託者とが協議して定めるものとする。